6　その他
⑴　入札書及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tatsuya Shimizu, Director of the General Coordination Department, Kyoto Labor Bureau
⑵　Classification of the services to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : “Supply of electricity to be used in eleven offices of Kyoto Labor Bureau” : About 1,155,100kWh electricity
⑷　Delivery period : As in the tender documentation
⑸　Delivery place : As in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
A　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
B　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
C　have Grade “A, B or C on sale of product” in terms of the qualification for participating in tenders by organizations related to the Ministry of Health, Labor and Welfare (Single qualification for every national ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.
D　not be delinquent with the payment of the social insurance.
⑺　Time-limit of tender : 17 : 00, 19 January, 2026
⑻　Other : For details concerning this tender, refer to the tender explanation.
⑼　Contact point for the notice : Third Accounting Section of the General Coordination Department, Kyoto Labor Bureau. Address : 451 Kinbuki-chou, Ryogaemachi-dori, Nakagyo-ku, Kyoto-city, 604―0846 Kyoto, Japan. Tel : 075―241―3211

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
ただし、本入札に係る落札の決定及び契約の締結は、当該業務に係る令和８年度予算が成立し、予算執行の事務手続が整うことを条件とします。
令和７年11月25日
支出負担行為担当官
北海道森林管理局長　関口　高士
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　01
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量
①　北海道森林管理局庁舎で使用する電気（高圧）（電子調達対象案件）　455,000kWh
②　北海道森林管理局管内庁舎で使用する電気（低圧）（電子調達対象案件）　1,161,970kWh
⑶　調達案件の仕様等　仕様書及び北海道森林管理局競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）による。
⑷　供給期間　令和８年４月１日から令和９年３月31日。
⑸　供給場所　仕様書による。
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（同一月において単一のものとし、小数点以下第２位まで含むことができる。）に契約電力を乗じた金額及び使用電力量に対する単価（小数点以下第２位まで含むことができる。）に当局の提示する予定使用電力を乗じた金額の各月の合計額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の１年間の総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、発電費用等に係る燃料価格変動の燃料調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については入札額に含めないこと。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている、北海道地域の競争参加有資格者であること。
⑷　電気事業法第２条の２の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
⑸　二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に係る情報開示について、別添「競争参加資格確認書類」において示す入札適合条件を満たすこと。
⑹　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑺　北海道森林管理局長から、物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年12月４日付け26林政政第338号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
3　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用
本案件は、入札等に電子調達システムを利用できる案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に書面により申出のうえ、紙入札によることができる。
4　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
〒064―8537 北海道札幌市中央区宮の森３－７―70　北海道森林管理局総務企画部経理課企画係　加藤　隆志　電話011―622―5214
⑵　仕様書等の交付方法　上記４の⑴の交付場所にて無料で交付する。
⑶　入札、開札の日時及び場所　令和８年１月22日午前10時　持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。（郵便による入札の受領期限については、令和８年１月21日午後５時　上記４の⑴あて。）　北海道森林管理局４階中会議室
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告等に記載された資格を有していると認められる証明書類を令和８年１月21日午後５時までに電子調達システムにより提出、又は上記４の⑴に示す場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者